

第4号議案

令和9年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について

広島県立特別支援学校学則（昭和31年広島県教育委員会規則第2号）第2条第2項の規定により、令和9年度の県立特別支援学校高等部の入学定員を定めることを提案します。

令和8年9月11日

広島県教育委員会教育長 篠田 智 志

1 提案要旨

令和9年度の県立特別支援学校高等部の入学定員を別紙のとおり定める。

2 根拠規定

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一～四 （略）

五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六～十九 （略）

(2) 広島県立特別支援学校学則

（校名、障害種別、部科名等）

第2条 （略）

2 特別支援学校の高等部の生徒の定員は、別に広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるところによる。

令和9年度県立特別支援学校高等部の入学定員

特別支援教育課

1 普通科（職業コースを除く。）

学校名	障害種別	令和9年度 入学定員	令和8年度 入学定員
広島中央特別支援学校	視覚障害	教育長が 別に定める。	教育長が 別に定める。
広島南特別支援学校	聴覚障害		
尾道特別支援学校 （しまなみ分校を含む。）	知的障害		
広島特別支援学校	知的障害		
	肢体不自由		
福山特別支援学校	肢体不自由		
西条特別支援学校	肢体不自由		
広島西特別支援学校	病 弱		
廿日市特別支援学校 （阿品台分校を含む。）	知的障害		
福山北特別支援学校	知的障害		
三原特別支援学校 （大崎分教室を含む。）	知的障害		
呉特別支援学校 （江能分級を含む。）	知的障害		
庄原特別支援学校	知的障害		
広島北特別支援学校	知的障害		
沼隈特別支援学校	知的障害		
黒瀬特別支援学校 のみのお分校	知的障害		
呉南特別支援学校	知的障害		

2 普通科職業コース

学校名	障害種別	学科	令和9年度 入学定員	令和8年度 入学定員
福山北特別支援学校	知的障害	普通科職業コース	16人（2学級）	16人（2学級）
広島北特別支援学校	知的障害	普通科職業コース	16人（2学級）	16人（2学級）

3 専門教育を主とする学科

学校名	障害種別	学科	令和9年度 入学定員	令和8年度 入学定員
広島中央 特別支援学校	視覚障害	保健理療科	8人（1学級）	8人（1学級）
		専攻科理療科	8人（1学級）	8人（1学級）
		専攻科保健理療科	8人（1学級）	8人（1学級）

参 考

1 学校教育法施行令（抜粋）（昭和 28 年 10 月 31 日政令第 340 号）

第 22 条の 3 法第 75 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね〇．三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

2 普通科職業コース入学者選抜状況（一次募集）

（単位：人、倍）

区 分		入学定員	志願者数	受検者数	合格者数	受検倍率
福山北 特別支援学校	令和4年度	16	22	22	16	1.38
	令和5年度	16	23	23	16	1.44
	令和6年度	16	17	17	16	1.06
	令和7年度	16	15	15	15	0.94
	令和8年度	16	28	27	16	1.69
広島北 特別支援学校	令和4年度	16	16	16	15	1.00
	令和5年度	16	11	11	11	0.69
	令和6年度	16	16	16	15	1.00
	令和7年度	16	20	20	16	1.25
	令和8年度	16	22	22	16	1.38

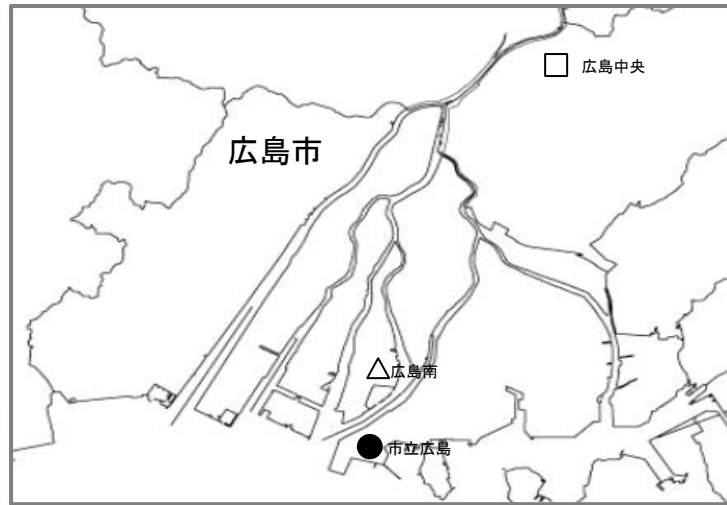
3 専門教育を主とする学科入学者選抜状況（一次募集）

（単位：人、倍）

区 分			入学定員	志願者数	受検者数	合格者数	受検倍率
広島中央特別支援学校	保健理療科	令和4年度	8	0	0	0	0.00
		令和5年度	8	0	0	0	0.00
		令和6年度	8	1	1	1	0.13
		令和7年度	8	0	0	0	0.00
		令和8年度	8	0	0	0	0.00
	専攻科理療科	令和4年度	8	3	3	3	0.38
		令和5年度	8	3	3	2	0.38
		令和6年度	8	3	3	1	0.38
		令和7年度	8	7	7	6	0.88
		令和8年度	8	2	2	2	0.25
	専攻科保健理療科	令和4年度	8	2	2	2	0.25
		令和5年度	8	2	2	2	0.25
		令和6年度	8	1	1	3	0.13
		令和7年度	8	1	1	1	0.13
		令和8年度	8	2	2	2	0.25

※ 専攻科保健理療科の合格者数には、専攻科理療科との併願者を含む。

特別支援学校配置図（令和8年度）



障害種別	
□	視覚障害
△	聴覚障害
▼	肢体不自由
◆	病弱
●	知的障害

※尾道特別支援学校及び呉南特別支援学校の聴覚障害については、幼稚部、小学部及び中学部のみ。

